



# 第1回 芝山町議会臨時会

☎ 総務課 行政係 ☎ 77-3901

1月17日、令和2年第1回芝山町議会臨時会が開催され、上程された議案5件は全て可決されました。

## ■ 主な内容 ■

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
（議案第1号）

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部について、一般職の職員の給与改定に準じて改正する。

■ 議会議員の支給月数

〔令和元年度期末手当〕

1・975月（6月期）

2・025月（12月期）

※現行1・975月

4・000月（年間）

〔令和2年度以降期末手当〕

2・000月（6月期）

2・000月（12月期）

4・000月（年間）

■ 施行期日

公布の日から施行する。改正後の条例の規定（令和元年度分の規定）は、令和元年12月1日から適用する。

令和2年度以降の期末手当の支給月額については、令和2年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## （議案第2号）

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部について、一般職の職員の給与改定に準じて改正する。

■ 特別職の支給月数

〔令和元年度期末手当〕

2・175月（6月期）

2・225月（12月期）

※現行2・175月

4・400月（年間）

〔令和2年度以降期末手当〕

2・200月（6月期）

2・200月（12月期）

4・400月（年間）

■ 施行期日

公布の日から施行する。改正後の条例の規定（令和元年度分の規定）は、令和元年12月1日から適用する。

令和2年度以降の期末手当の支給月額については、令和2年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例及び芝山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（議案第3号）

一般職の職員および任期付職員について、千葉県人事委員会勧

告の内容に準じて関係条例を改正する。

■ 給料表

大卒初任給を1,500円、高卒初任給を1,900円、若年層については所要の改定（平均改定率0.3%）を実施する。

医療職給料、特定任期付職員の給料においても、行政職給料との均衡を考慮して引き上げ改定を実施する。

■ 一般職員の支給月額

〔令和元年度期末手当〕

1・300月（6月期）

1・300月（12月期）

2・600月（年間）…①

〔令和元年度勤勉手当〕

0・925月（6月期）

0・975月（12月期）

※現行0・925月

1・900月（年間）…②

①+②=4・500月（合計）

〔令和2年度以降期末手当〕

1・300月（6月期）

1・300月（12月期）

2・600月（年間）…③

〔令和2年度以降勤勉手当〕

0・95月（6月期）

0・95月（12月期）

1・900月（年間）…④

③+④=4・500月（合計）

■ 住居手当

報告内容に準じて、手当額の上限を1,000円引き上げ、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げる。

■施行期日  
公布の日から施行する。改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。また、令和元年度の勤勉手当については、令和元年12月1日から適用する。

令和2年度以降の勤勉手当の支給月額については、令和2年4月1日から施行する。

住居手当については、令和2年4月1日から施行する。改正により手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間所要の経過措置を行う。

■専決処分の報告について  
(報告第1号)  
車両破損事故について、損害賠償の額を決定し、和解したことを報告する。

■損害賠償の額  
103,675円

■示談(和解)成立年月日  
令和2年1月10日

■事故内容  
町道上の陥没箇所にて車が乗り入れて車両が破損した。

令和元年度補正予算 (議案第4～5号)

(単位千円)

会計名	補正の内容	補正前	補正後
一般会計 (議案第4号)	給与改定に伴う人件費等に関するもの、令和元年台風15号からの一連の風雨による被災住宅に対する修理費用の増額に関するものおよび拠点整備に関するもので、歳入は、県支出金および繰入金を増額し、国庫支出金を減額する。 歳出は、議会費、災害救助費、農業費、都市計画費および教育総務費などを増額し、総務管理費、社会福祉費および道路橋梁費を減額する。	6,004,983	6,013,519
農業集落排水事業 特別会計 (議案第5号)	給与改定に伴う人件費等に関するもので、歳入は、繰入金を増額する。 歳出は、総務管理費を増額する。	73,746	73,890

旧東小学校利活用事業について

☎ 総務課 契約管財係 ☎77-3907

小学校の統廃合のため平成27年3月に閉校となった旧東小学校について、利活用事業により新たに福祉施設が建設されることとなります。

●どんな施設ができるのか？

旧東小学校の利活用事業者に選定された社会福祉法人春葉会により、校庭に60床の「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」が建設されることとなります。また、旧東小学校の校舎1階部分は「デイサービス」や「地域交流スペース」として再利用されます。

さらに、外にあるプールは3区画に分けて男女および車いす用の半露天風呂の浴室に改造される予定です。体育館については、従来どおり一般の方々がスポーツなどで利用できます。

※「特別養護老人ホーム」とは、基本的に要介護3～5の認定者が利用対象で、常に介護が必要とされ自宅での生活が難しい方のための施設です(入浴、排泄などの介護、機能訓練、療養上の世話などが受けられます)。また、第一種社会福祉事業に分類されることから利用者の保護や必要性が高い事業、経営の安定化などが求め

られ、国や地方自治体、社会福祉法人しか運営することができません。

●事業コンセプト

町の財産を使用することから公共性が高く、福祉施設として「介護福祉の向上」「雇用の促進」「地域の活性化」の観点で地域に還元できるような事業とすることを目的としています。

住民説明会を開催します

- 開催日 3月15日(日)
- 時間 午後3時～(1回目)  
午後7時～(2回目)



※説明会は1時間程度で、2回とも同じ内容でどなたでも申し込み不要で参加できます。

- 会場 福祉センター「やすらぎの里」
- 内容 ①旧東小学校利活用事業の経過について  
②旧東小学校利活用事業の内容について  
③質疑